

花水木まつり補助金等交付要綱

平成 23 年 3 月 23 日 長田区長決定

(目的)

第 1 条 この要綱は、長田区のシンボルツリーである花水木の花が見頃を迎える春に、地域の貴重な資源である長田神社及びその周辺において、地域内外からの来訪者による賑わい・消費を創出し、地域の活性化や持続性の向上を目的に、「花水木」をテーマに開催する花水木まつり事業（以下「事業」という。）に関する経費について、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）、地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）、神戸市補助金等の交付に関する規則（平成 27 年 3 月神戸市規則第 38 号。以下「補助金規則」という。）に定めがあるもののほか、当該補助金等の交付等に関して必要な事項を定める。

(対象者)

第 2 条 補助事業等の対象となる者は、事業を行う団体で、補助金を交付する必要があると区長が認める団体とする。

(対象経費)

第 3 条 補助事業等の対象となる経費は、補助事業者等が当該年度内に実施する事業に要する経費のうち、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 会場、設備に要する経費
- (2) 材料、出演者謝礼に要する経費
- (3) 広報に要する経費
- (4) その他区長が必要と認める経費

(補助金等の額)

第 4 条 補助金等の額は、予算の範囲内を限度とする。

(交付申請)

第 5 条 申請者は、補助金規則第 5 条第 1 項に基づき補助金等の交付を申請するときは、次に掲げる書類を当該補助事業等を実施する前に区長に提出しなければならない。

- (1) 補助金等交付申請書（様式第 1 号）
- (2) 事業計画書
- (3) 補助事業等に係る収支予算書またはこれに代わる書類
- (4) 前 3 号に掲げるもののほか、区長が必要と認める書類

(交付の決定)

第 6 条 区長は、補助金規則第 6 条による補助金等の交付決定を行うときは、次に掲げる書類により申請者に通知するものとする。

- (1) 補助金等交付決定通知書（様式第 2 号）
 - (2) その他区長が必要と認める書類
- 2 区長は、補助金の交付の目的を達成するために必要と思われる場合は、条件を付して補助金の交付の決定を行うことができる。
- 3 区長は、補助金規則第 6 条第 3 項による補助金等の交付が不相当である旨の通知を行うときは、次に掲げる書類をもって申請者に通知するものとする。
- (1) 補助金等不交付決定通知書（様式第 3 号）
 - (2) その他市長が必要と認める書類

(補助事業等の変更等)

第 7 条 補助事業者等は、補助金規則第 7 条第 1 項第 1 号に掲げる承認を受けようとするときは補助金等交付決定内容変更承認申請書（様式第 4 号）を、同第 2 号に掲げる承認を受けようとするときは補助事業等中止（廃止）承認申請書（様式第 5 号）を、区長に提出しなければならない。

2 区長は、前項の申請があったときは、当該申請に係る書類の内容を審査し、承認することが適当であると認めるときは、その旨を補助金等交付決定変更通知書（様式第 6 号）又は補助事

業等中止（廃止）承認通知書（様式第7号）により、補助事業者等に通知するものとする。

（実績報告書の提出）

第8条 補助事業者等は、補助金規則第15条に基づき補助事業等の実績を報告しようとするときは、次に掲げる書類を当該補助事業等の完了後、速やかに区長に提出しなければならない。

- (1) 補助事業等実績報告書（様式第8号）
- (2) 事業の実施状況がわかる書類
- (3) 補助事業等に係る収支決算書

（交付額の確定）

第9条 区長は、補助金規則第16条による補助金等の交付額の確定を行ったときは、次に掲げる書類により、速やかに補助事業者等に通知するものとする。

- (1) 補助金等確定通知書（様式第9号）
- (2) その他区長が必要と認める書類

（補助金等の請求）

第10条 補助事業者等は、補助金等の交付を受けようとするときは、補助金等請求書（様式第10号）を前条の確定通知を受領後ただちに区長に提出しなければならない。

2 前項の請求があったときは、区長は速やかに補助金等を補助事業者等に支払うものとする。

（交付決定の取消し）

第11条 区長は、補助金規則第19条による補助金等の交付決定の全部又は一部を取消したときは、速やかに、その旨を補助金等交付決定取り消し通知書（様式第11号）により当該補助事業者等に通知するものとする。

2 区長は、前項の規定により補助金等の交付を取消した場合において、既に補助金等を交付しているときは、期限を定めて補助金等を返還させるものとする。

（指導監督）

第12条 区長は、補助事業者等の運営が適正でないとき、補助事業者等に警告することができる。

2 警告を受けた補助事業者等は、その運営を改善しなければならない。

（補助金の経理）

第13条 補助事業者等は帳簿を備え、事業にかかる経理を明確にしなければならない。

2 区長は、必要があると認めるときには、補助事業者等に対して必要な書類の提出を求めることができる。

（天災等による変更）

第14条 区長は補助金の交付決定をした後、天災地変その他、やむを得ない事情の変更により特別の必要が生じたときは、補助金の交付決定の全部もしくは一部を取消し、またはその決定の内容もしくはこれに付した条件を変更することができる。

附 則

（施行期日）

この要綱は、平成23年3月23日から施行する。

附 則（平成27年4月13日改正）

（施行期日）

この要綱は、平成27年4月13日から施行する。

附 則（平成27年6月17日改正）

（施行期日）

この要綱は、平成27年6月17日から施行する。

附 則（令和 3 年 4 月 1 日改正）

（施行期日）

この要綱は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。